特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	今金町地方税賦課関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

今金町は、地方税賦課関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

今金町長

公表日

令和1年6月25日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	今金町地方税賦課関連事務
②事務の概要	【概要】 ●地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。 ●納税者等からの申請に基づき，税情報から課税証明書・所得証明書等を発行する。 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 1. 納税者からの申告情報・届出及び調査等による課税管理業務 （個人町民税、軽自動車税、固定資産税） 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 【事務処理の流れ】 ●地方税その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づく町税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの ①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 ③番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供をする。 ④必要に応じて納税者や申告書等の内容を調査する。 ⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する。 ⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する。 ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑩⑨に係る納税証明書を発行する。 ⑪賦課情報に基づき、申請に応じて課税・所得・評価等の証明書を発行する。 ⑫納税者からの納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑬督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。 【審査システム（eLTAX）】 ●地方税ポータルシステム（eLTAX）は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 ●このシステムでは、固定資産税（償却資産）、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続が行えるものである。 ●地方税ポータルセンタ（eLTAX）で受付した電子データは、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、審査システム（eLTAX）で受領する。・審査システム（eLTAX）は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム（eLTAX）から税務システムへの連携：申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム（eLTAX）への連携：特別徴収税額通知データ ●審査システム（eLTAX）には、 ①個人住民税：給与・公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する。 ②固定資産税（償却資産）：償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、償却資産申告書等を受領する。 ③事業所税：事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、事業所税の申告書等を受領する。 等の機能がある。 【国税連携システム（eLTAX）】 ●国税連携システム（eLTAX）は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ●国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ（eLTAX）に受付され、総合行政ネットワーク（LGWAN）を通じて、国税連携システム（eLTAX）に送付される。 ●国税連携システム（eLTAX）には、 国税庁から、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、所得税申告書等データ、法定調書（配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん）データを受領する。また、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。等の機能がある。
③システムの名称	個人住民税システム、国民健康保険税賦課システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	

2. 特定個人情報ファイル名
個人住民税情報ファイル、固定資産税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納・滞納管理情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法別表第一　項番16、30 ○番号法第9条第3項 ○番号法第19条第8号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第30条第5号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<提供> ○番号法第19条第7号 ○番号法別表第二　項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 ※第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」を含む項 <照会> ○番号法別表第二　項番27 ※第一欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	今金町税務住民課
②所属長の役職名	税務住民課長　山田　哲也

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	今金町（総務財政課庁内情報化推進グループ）　瀬棚郡今金町字今金48番地の1　0137-82-0111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	今金町（総務財政課庁内情報化推進グループ）　瀬棚郡今金町字今金48番地の1　0137-82-0111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	法令上の根拠	番号法別表第一の１６項	〇番号法別表第一　項番16、30 〇番号法第9条第3項 〇番号法第19条第8号 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第16条、第30条第5号	事後	
令和1年6月25日	②法令上の根拠	番号法別表第二２７項 番号法別表第二の情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	<提供> 〇番号法第19条第7号 〇番号法別表第二　項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 ※第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」を含む項 <照会> 〇番号法別表第二　項番27 ※第一欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」である項	事後	
令和1年6月25日	②所属長の役職名	税務住民課長　西　勝明	税務住民課長　山田　哲也	事後	
令和1年6月25日	請求先・連絡先	今金町（総務財政課総務グループ）　瀬棚郡今金町字今金48番地の1　0137-82-0111	今金町（総務財政課庁内情報化推進グループ）瀬棚郡今金町字今金48番地の1　0137-82-	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ　リスク対策	なし	項目を追加	事後	